附則第五条第一項	法による障害共済年金（
	ついて平成十二年改正法
	、平成十二年改正法
	適用する法
附則第五条第二項	法による障害共済年金について
	、平成十二年改正法
	適用する法
附則第五条第三項	法による遺族共済年金（法
	平成十二年改正法
	適用する法
附則第五条第四項	法による遺族共済年金について
	、平成十二年改正法
	適用する法
附則第六条第一項	改正後の法
附則第六条第一項第二号	として法

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項において「改正する改正前国共済法による職域加算額（第三項において「改正前国共済法による職域加算額」という。）のうち障害を給付事由とするもの（以下「旧職域加算障害給付」といい、	
ついて被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直しなどのための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十三条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法	
、平成二十七年経過措置政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法	
適用するなお効力を有する改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいい、平成二十七年経過措置政令第六条、第七条第一項又は第八条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、これらの規定による読替え後のものとする。以下同じ。）	旧職域加算障害給付について平成二十七年経過措置政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用する
、平成二十七年経過措置政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法	
適用するなお効力を有する改正前国共済法	適用するなお効力を有する改正前国共済法
改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの（以下「旧職域加算遺族給付」といい、なお効力を有する改正前国共済法	
平成二十七年経過措置政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法	
適用するなお効力を有する改正前国共済法	
旧職域加算遺族給付について平成二十七年経過措置政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用する	
、平成二十七年経過措置政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法	
適用するなお効力を有する改正前国共済法	
なお効力を有する改正前国共済法	
として法	

附則第六条第三項	、法
附則第七条第一項	法第八十七条の四に
	公務等による障害共済年金
附則第七条第二項	として法
附則第七条第三項	、法
	組合員期間
	別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号
	国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律
	下欄
附則第八条第一項	支給する法
	公務等による遺族共済年金の法
附則第八条第二項第二号	として法
附則第八条第三項	、法
附則第九条第一項	法第八十九条第三項
	公務等による遺族共済年金の法
附則第九条第一項第二号	として法
附則第九条第三項	、法
	組合員期間
	別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号

、なお効力を有する改正前国共済法	
なお効力を有する改正前国共済法第八十七条の四に	
公務等による旧職域加算障害給付	
としてなお効力を有する改正前国共済法	
、なお効力を有する改正前国共済法	
旧国共済施行日前期間	
改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率	
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用する国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律	
下欄に掲げる率	
支給するなお効力を有する改正前国共済法	
公務等による旧職域加算遺族給付のなお効力を有する改正前国共済法	
としてなお効力を有する改正前国共済法	
、なお効力を有する改正前国共済法	
なお効力を有する改正前国共済法第八十九条第三項	
公務等による旧職域加算遺族給付のなお効力を有する改正前国共済法	
としてなお効力を有する改正前国共済法	
、なお効力を有する改正前国共済法	
旧国共済施行日前期間	
改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率	